

「坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和 7年12月17日

坂城町長

坂城町規則第23号

坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

第1条 坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の62.5」を「100分の63.75」に改める。

第8条の2中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第2条 坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の63.75」を「100分の63.125」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

3 第1条の規定による改正前の坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定に基づいて、令和7年12月1日以後の分として会計年度任用職員に支払われた期末手当は、改正後の坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定による期末手当の内扱とみなす。